事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 26 日

郡 市 医 師 会 担 当 理 事　　殿

公益社団法人 宮 城 県 医 師 会
常任理事　　高　階　　憲　之
（公　印　省　略）

日本医師会認定産業医制度更新の特例措置について

本会活動の推進には、日頃より格段のご指導ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、標記の件について、日本医師会より通知がありました。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、認定産業医制度研修会が中止、延期、定員を制限しての開催等となっており、認定産業医が有効期間内に更新要件を満たすことが困難な状況であることが考慮され、認定産業医の更新等について下記のとおりの特例措置がとられることとなりました。

つきましては貴会におかれましても本件についてご承知おきいただきますとともに、貴会管下の該当認定産業医へのご周知方につきまして、ご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 . 有効期限を迎えた認定産業医の取扱い

コロナ禍で更新単位を充足できずに既に有効期間が満了した方、今後有効期間の満了期間を迎える方がおられますが、認定証に記載された**有効期限が平成 32 年（令和 2 年）2 月以降の認定産業医**については、当面の間は、単位を充足できずに有効期間満了後であっても**認定産業医とみなして認定産業医としての活動が認められます**。

２.単位取得の取扱い

1.を踏まえ、有効期限後であっても、認定産業医の取得単位は有効期間内に取得したものとみなされます。

更新必要単位取得後の日本医師会への申請時において、日本医師会認定産業医運営委員会では、通常、期間外に申請された方が対象となる個別審査は行いません（理由書等の提出は不要です)。単位要件を充足した段階で、日本医師会の承認を経て新しい認定証が発行されます。

３.次々回の有効期限について

本特例措置は**有効期限が延長されるわけではない**ため、次々回に向けた単位取得にあたっては、下記の例のような影響がありますのでご注意願います。

（例）平成 32 年（令和 2 年）5 月 30 日が有効期限の認定産業医。令和 2 年 2 月までに 15 単位を取得していたが、コロナ禍で期限内に残り 5 単位を取得できなかった。

研修会が再開され、令和 3 年 8 月 30 日までに残りの 5 単位を取得（令和 2 年 5 月 31 日から令和 7 年 5 月 30 日の認定証が発行される)。

この場合、次々回の令和 7 年 5 月に向けた更新単位取得の期間は、令和 3 年 8 月 31 日から令和 7 年 5 月 30 日となり、**3 年 9 カ月で単位を取得しなければならなくなります**。

４.日本医師会ホームページへの掲載

本件については、認定産業医に向け日本医師会ホームページに掲載されております。

(http://jmaqc.jp/sang/index.php)

５.本措置の終了期日

今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況、研修会の開催状況を踏まえ、別途日本医師会より連絡があります。

特例措置の例：2020年5月30日に有効期限を迎えたが新型コロナ感染症により生涯研修会受講な困難だった認定産業医

※　単位取得の猶予期間（特例措置）は各認定産業医の状況に応じ弾力的に運用